

温海公園管理運営基準

(令和 8 年 9 月 1 日制定)

1 施設管理の基本的な考え方

この管理運営基準は、温海公園（以下「公園」という。）の管理運営業務に関する基準を定めるものである。指定管理者は、管理運営業務の遂行にあたり、公園が市民をはじめとする多くの者が利用する公の施設であることを十分に認識し、景観保全やばら等の維持、園路等の管理を一体的に行うものとする。また、業務の効率的な運営と計画的な管理経費の縮減に努め、持続可能な管理運営のもとで良好な公園環境を維持し、利用者が快適に過ごせる魅力ある空間を確保することを基本方針とする。

2 指定管理者が行う主な業務

- (1) 公園内の巡視及び清掃
- (2) 公園内の除草
- (3) 公園内のばら等草木の保全管理
- (4) 公園施設（遊具及び公衆トイレを含む。）の維持管理及び簡易な修繕。ただし、法定点検に要する経費を除く。
- (5) 観光施設としての公園の魅力向上につながる取組（イベント、周知活動等）
- (6) その他公園の管理運営上、市長が必要と認める業務

3 職員の配置

管理運営業務を円滑に実施するための人員を配置すること。（兼務可）

- (1) 事務職員（事業管理や経理事務）
- (2) 現場管理職員（作業工程管理や作業員の確保、外注作業の発注及び管理）
- (3) 作業員（現場作業）

4 指定管理者が行う事前準備

- (1) 事務職員及び現場管理職員の指定
- (2) 作業員の確保及び研修
- (3) 作業資器材の確認及び調達

5 安全管理

事故防止のための環境整備を徹底し、あらゆる緊急事態、不測の事態に適応できるよう危機管理体制を構築すること。

- (1) 作業前の安全確認及び安全指導
- (2) 作業内容の確認
- (3) 緊急時の対応マニュアルの作成及び徹底

6 個人情報の保護

業務にあたっては、個人の権利利益を侵害することがないように、作業員名簿等の個人情報の取扱いを適正に行うこと。

7 施設の修理・修繕

- (1) 簡易な修理・修繕については、指定管理者が行うものとし、1 件 20 万円以上の修理・修繕は、双方協議により決定する。
- (2) 災害復旧、大規模改修工事等については、市の負担とする。
- (3) 専門的知識を要する事項及び資格が必要な作業については、資格者が行い、又は専門業者に発注し行うこと。

8 管理に要する費用

第 2 項に定める指定管理者が行う主な業務に要する経費は、市からの管理業務委託料により指定管理者が負担するものとする。

9 事業報告

指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に管理する業務の実施状況及び経費の収支状況を記載した事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。

10 業務報告の聴取等

市長は、管理の適正を期するため管理の業務又は経理の状況について、定期又は臨時に報告を求め、実地に調査し、必要な指示をすることができる。

11 目的外使用の禁止

指定管理者が公園を施設本来の目的外に使用する場合は、行政財産の使用許可申請により許可を得なければならない。

12 指定の取消し等

市長は、指定管理者が市長の指示に従わないとき、指定管理者の責めに帰すべき事由で管理を継続できないとき、管理の業務に関し知り得た個人情報の取扱い義務に反したとき、その他不適切な行為が認められるときは、指定を取り消し、又は業務の停止を命ずることができる。

13 原状回復

指定管理者は、指定期間が終了したとき、指定が取り消されたとき又は業務の停止を命ぜられたときは、施設又は設備を原状に回復しなければならない。

14 損害賠償義務

指定管理者は、故意又は過失により施設又は設備を損傷又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

15 協定

市と指定管理者は、委託料等について、毎年度協定書を取り交わすものとする。